



不動産信託紛争

法務法人世宗（以下「弊社」という）の不動産信託専門グループは、1990年代に不動産信託が導入されて以来、不動産信託会社の設立段階から様々な訴訟及び助言業務を幅広く遂行し、最高のリーガル・サービスを提供して参りました。不動産信託会社は、土地信託、担保信託、処分信託等、需要者のニーズに符合する様々な資産管理技法を開発しているのみならず、資金管理代理事務、REITs、不動産コンサルティング等の付随的な業務も取り扱っており、最近では都市整備事業（再開発・再建築）の施行業務までその業務領域を拡大しています。このような不動産信託業務には、事業施行の過程において事業約定、金融約定等の様々な契約が含まれることになり、そのため、施行会社、建設会社及び金融会社等が契約当事者として参加し、深い利害関係を結ぶこととなります。弊社の不動産信託専門グループは、不動産信託に関する全般的な業務について最高の専門性を基に最適のソリューションを提供するために取り組んでおり、弊社の建設及び金融専門グループとも有機的に協力し、顧客のニーズを満足させるリーガル・サービスをご提供しています。

主なサービス

弊社は、不動産信託業務につき、次のようなサービスを提供しております。

- 不動産信託に関する全般的な助言及び訴訟業務
- 不動産信託会社を取り扱う様々な付随業務に関する助言及び訴訟業務
- 不動産信託会社が指定開発者として遂行する都市整備事業に関する助言及び訴訟業務
- 不動産の開発及び管理等のための事業構図の設立に関する助言
- 不動産開発事業の中で発生する紛争に関する各契約当事者のための助言及び訴訟業務
- 不動産信託の優先収益者、収益権質権者等のための助言及び訴訟業務
- 不動産信託事業において分譲を受けた者等の第三債権者のための助言及び訴訟業務

主な実績

- KB不動産信託等受託会社を代理した詐欺行為取消訴訟の防御
- 受託機関である広州銀行に対する1,000億ウォン台の詐欺行為取消訴訟の防御(債務者の債務弁済力を回復する最善の方法により信託契約を締結した場合)
- 多数の受分譲者らが、韓国土地信託を相手にした契約の解約及び損害賠償請求訴訟の防御

- 貸付銀行が韓国土地信託を相手にした損害賠償請求訴訟の防御
- 資金管理代理事務契約と一緒に締結された担保信託において、信託会社を代理して受分譲者の収益金請求の防御
- KB不動産信託を代理して収益権の質権者が提起した公売手続履行請求訴訟の防御
- 施行会社の債務不履行により貸付金を代位弁済した施行会社が、収益権質権を流質取得し信託不動産の所有権を確保した初めての訴訟事例

連絡先

文熙春

Partner

+82-2-316-4051

hcmoon@shinkim.com

金昌和

Partner

+82-2-316-4086

chwkim@shinkim.com

田龍熙

Partner

+82-2-316-4826

yhjeon@shinkim.com

許洙

Partner

+82-2-316-4643

hheo@shinkim.com

Awards and Rankings

- Dispute Resolution – Litigation業務分野1位グループ (Band 1) 選定
Chambers Global / Chambers Asia, 2014-2017, 2021-2022, 2026
- Dispute Resolution業務分野1位グループ (Tier 1) 選定
Asia Pacific Legal500, 2015-2018, 2020-2025
- 訴訟分野最高のローファーム (Litigation Law Firm of the Year)
ALB Korea Law Awards 2018